

# 学校避難所開設・運営要項

太田市立宝泉東小学校

学校教職員は、以下に基づき、開設・初期運営の支援を行う。

## 1 災害発生時の参集体制（勤務時間外）

- (1) 群馬県内で震度5弱の地震が発生した場合  
〔初動動員〕教職員の10%が学校に参集（学校長、教頭その他、太田市在住教職員）
- (2) 震度6弱以上の地震が発生した場合  
全教職員は、直ちに学校へ出勤する。（学校災害対策本部を設置する）
- (3) 体育館の解錠  
原則：学校長及び避難所担当職員 ※＜区長も可＞
- (4) -1  
学校長及び避難所担当職員が対応できない場合  
※区長が目視で安全確認後、住民を避難させる。
- (4) -2  
学校長及び避難所担当職員は、開設に関わる対応が可能になった段階で、校内及び体育館の安全確認を行い、安全が確認できた段階で正式に開設する。

### ■参集後の対応

- (1) 施設解錠（学校長及び担当職員）
- (2) 施設の点検、学校被害状況を「避難所開設チェックリスト」により確認
- (3) 被害状況を県教委・市教委へ報告（教頭）

## 2 学校避難所の開設（校長：教頭）

- (1) 開設・初期運営の支援を行う。
- (2) 収容避難所の開設支援（学校）
  - ①解放区域を明示し、避難所開設を承認する。
  - ②避難所開設を県教委に報告し、臨時休校処置をとる。
  - ③校庭に避難者が参集している場合、体育館等の解放と応急処置をとる。
  - ④初期対応、避難所開設、運営班による運営を行う。
  - ⑤避難者数・要配慮者数の有無、解放スペース、避難状況を県教委に連絡する。

## 3 避難者受け入れ

- (1) 受付窓口の設置
  - ①順次誘導
  - ②世帯別避難者カードを配布し、避難者数を把握する。

## 4 避難者の把握

- (1) 傷病者の有無
- (2) 避難者集中の場合、他の施設への割り振り検討
- (3) 指定避難所以外への避難者の対応を検討

## 5 運営実施項目

<初期ライフライン確保>

飲料水、生活水・電気、照明・燃料

<配給物資供給>

救援物資の受け入れ・避難者の応急手当・高齢者、障害者への配慮  
避難者の連絡窓口、情報提供・避難者名簿更新

<衛生管理>

トイレの設置と維持管理・ごみの処理・ペットをつれた避難者への対応

<情報収集・情報共有・情報伝達>

外部からの問い合わせ対応・自転車での避難者対応  
避難所満員時の入所希望者への対応・防犯対策・乳幼児を連れた避難者対応